プロ経営者通信

http://www.ideasoken.jp

2016.11.30 第 163 号　発行所 イデア総研税理士法人

IDEA RESEARCH INSTITUTE
LICENSED TAX ACCOUTANT'S CORPORATION

〒870-0005
大分市王子北町 5-8 フレスポ春日浦 F 棟 202
TEL：097 - 529 - 5757　FAX：097 - 529 - 6565
URL：http://www.ideasoken.jp

今月の紙面

・税務情報　・情報ステーション
・セミナー情報　・ボランティア
・事務所紹介　・職員紹介

税 務 情 報

年末調整とは？なぜ必要か？

年末調整は、１年間の給与に対する源泉徴収税額の過不足額の精算です。つまり、年末調整とは、給与支払者がその年最後の給与支払時に、給与所得者一人一人について、その年１年間（暦年）の給与を合計し、その給与総額に対して納付すべき税額（年税額）を計算し、その年税額と既に月々（日々）の給与支払時に源泉徴収をしてきた税額の合計額とを比較して過不足額を精算する事務手続きのことをいいます。通常、年末に行われますので、「年末調整」と呼ばれています。

それでは、なぜ過不足額が生じるのでしょうか？所得税は、本来、申告納税を建前としています。例えば、個人事業を営んでいる人は、自分で１年間（暦年）の所得とそれに対する納付税額を計算し、翌年２月１６日から３月１５日までに確定申告をし、納税することになっています。これに対して、給与所得者は、毎月（日）の給与支払時に、その支払額に応じて所得税の源泉徴収が行われます。この源泉徴収額は、以下の理由から、１年間の給与所得に対する年税額とは通常一致しません。つまり、過不足額が生じます。そこで、給与支払者が年末調整を行うことにより、この過不足額を精算することになる訳です。

＜理由＞

（１）税額表の作成方法に由来するもの

源泉徴収の際に使用する税額表の内、月額表・日額表は、年間を通して毎月（日）の給与金額に変動がないものとして、また、１年間で控除する給与所得控除額や配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額、障害者控除額などの所得控除額をそれぞれ月割額・日割額にして控除したうえで税額が算出されています。

従って、年の途中で給与金額に変動があったり、１年間を通じて勤務しなかった場合には、１年間の所得に対する税率よりも低い税率によって源泉徴収されていたり、１年間を通じれば全額受けられる所得控除の一部しか受けていないことになったりするため、年末調整による過不足額が生じます。

また、月額表・日額表には、老人控除対象配偶者・老人扶養親族の控除額、障害者等の控除額が実際の控除額ではなく通常の扶養控除額と同額として織り込まれています。従って、これらの控除を適用する場合、年末調整による過不足額が発生します。

（２）扶養親族数等の異動によるもの

年の中途で扶養親族等の数に異動があった場合、毎月（日）の源泉徴収では、その異動後の支払分から修正するだけで、遡及して各月の源泉徴収税額を修正しません。従って、１年間で控除する配偶者控除額、扶養控除額等の所得控除額につき、適用されていない月（日）が生じたり、また、その逆の場合が発生したりします。よって、その部分が年末調整による過不足額となります。

（３）賞与の支給額等によるもの

賞与に対する源泉徴収の税率は、前月分の給与金額を基にして求めるこになっています。前月分の給与金額の多寡によって適用税率が上下してしまいます。従って、1年間の所得に対する税率との差異が過不足額となります。

（４）配偶者特別控除、生命保険料控除等によるもの

配偶者特別控除、生命保険料控除、地震保険料控除及び小規模共済等掛金控除の所得控除額並びに住宅借入金等特別控除等の税額控除は、月々（日々）の源泉徴収の際には控除せず、年末調整の際に一括して控除することになっています。よって、これらの控除の有無によっても、過不足額が発生します。

また、すべての給与所得者が対象となる訳ではありません。原則、本年最後の給与支払時において「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した人の内、本年中（暦年）に支払いが確定した給与総額が２，０００万円以下の人が対象となります。これは、高額所得者は、給与所得以外に他の所得があり自分で確定申告をしているのが通常であり、この様な人についてまで給与支払者が年末調整を行うことは、二重に精算の手数を掛けることになるからであると言われています。給与所得者の大部分の人は、年末調整によって１年間の所得税の納税が完了することになります（２箇所給与のある人、医療費控除を受けようとする人等確定申告をする必要がある人を除いて）。それだけに年末調整の事務は正確性が要求されます。

情報ステーション

大分県 UIJ ターン希望者面接支援補助金
大分県内企業インターンシップ支援補助金

UIJ ターンをして、県内への就職を希望している県外の社会人や、県内企業でのインターンシップ参加を考えている県外学生向けの補助金制度をご紹介します。

補助対象経費：居住地と面接予定地・インターンシップ実施地の最寄駅を往復するために必要な公共交通機関を使用した交通費実費等

補助率：1/2 以内

補助対象者：現在の勤務地・学校等が大分県外の者

詳しい資料請求・お問い合わせ

おおいた産業人材センター

TEL：0120-119201(UIJ ターン専用電話)

TEL：097-506-3343(大分県商工労働部　雇用労働政策課)

URL：http://www.enisie-oita.net

セミナー情報

超低金利時代に アパート経営を成功させる勉強会

日　程　12 月 21 日（水）
内　容　・アパート経営のメリット・デメリット
・アパート経営を始める前の 3 つのポイント
・アパート経営を活用した節税対策とは?
時　間　15～17 時（受付 14 時 30 分～）
会　場　イデア総研税理士法人　セミナールーム
講　師　イデア総研税理士法人
代表税理士　南　徳行
参加費　1,000 円（1 名様）
お問い合わせ　TEL：0120-718-373(玉井・工藤)

イデアビジネススクール ～起業で失敗しないために～

日　程　月 1～2 回　完全予約制
12 月 12 日　（月）
内　容　消費税実務…消費税 10%の対応と対策
時　間　16～18 時(講義 90 分)
対　象　起業を考えている方、すでに起業している方、女性経営者の方、学生、主婦... 等
会　場　イデア総研税理士法人　セミナールーム
メイン講師　イデア総研税理士法人
代表税理士　南　徳行
受講料　500 円～ ※詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ TEL：0120-718-373(南・工藤・斉藤)

ボランティア

当事務所ではボランティア活動に取り組んでおります。

喫茶ア・ラーラ様、㈱大谷商会様、司法書士法人 きざし様、㈱四季のこみち様より<u>ペットボトルキャップ</u>を、㈱大谷商会様、㈲ビーエムハラダ様より<u>使用済み切手</u>をいただきました。

お預かりした品はそれぞれに寄贈いたします。今後も<u>使用済み切手・ペットボトルキャップ</u>を集めてまいりますので御協力を宜しくお願いします。

(会社名は五十音順にて記載させていただいております)

事務所紹介

今月から新しく始まったこちらの新コーナーでは、事務所の様子をお伝えしたいと思います。

*１０月１１日(火)

この日の午前中は、四半期会議（３ヶ月おきに仕事の進捗を報告する会議)を行いました。会議を始める前に、１０月始めに第２子が誕生した安部のお祝いをしました。

（ベビー用品をプレゼント）

「ますます仕事を頑張ります」と仕事への決意を新たにした安部パパでした。新しい家族の笑顔を力に、これからの活躍が楽しみですね。

*１１月１日(火)

１１月生まれの職員のお祝いをしました。１１月生まれは、所長の南・平・中山・本田の４名です。本田はお子さんの行事があり休んだため、写真は３名でパチリ。

（左から、南・平・中山）

平は今年の誕生日で 25 歳になりました。南とは 32 歳差です。皆さん、おめでとうございます。

*ブログとフェイスブックで事務所の様子や職員の日常を紹介しています。ご興味のある方はどうぞご覧下さい。

Blog　Facebook　HP

職 員 紹 介

こちらも今月から始まった新コーナーです。事務所の職員を紹介いたします。第１回目は所長の南です。

-*-+*-+-**-*-+*-+-*+-*-*-+*-+-**-*-+*-+-*+-

名前

南 徳行 / ミナミ ノリユキ

趣味＆ハマっていること

趣味はグルメです。おいしいと言われれば、すぐに試食に行きます。ハマっているのは、毎朝のフルーツジュースです。

これが私の仕事！

イデア総研税理士法人の代表をしています。

お客様へ

税務会計のスペシャリストとして、さらに、お客様の繁栄（黒字化）を支援できる税理士事務所として日々努力して参りたいと思います。

-*-+*-+-**-*-+*-+-*+-*-*-+*-+-**-*-+*-+-*+-

事務所の様子や職員を知っていただき、皆さんとの距離が近くなればと思います。次回もお楽しみに！